



家庭に保管中の有害・処理困難な廃棄物

→ その適正かつ適切な処理方法は？

1. はじめに

一般家庭には有害又は処理困難な性状の物が少なからず保管・埋蔵されている。処理困難な理由は、販売店が不明または引き取りお断り、又は行政が排出禁止物に指定して回収処理などの具体的な手を打たずに放置しているため。

これらの処理困難物の適正又は適切な処理の考え方を下記により問題提起する。

2. 対象廃棄物の事例

①液状廃棄物

Ex：各種農薬、消毒液、殺虫剤、洗浄剤、塩酸、硫酸、洗剤などの各種酸性及びアルカリ性廃液等

②廃油類、

Ex：軽油、灯油、ガソリン、潤滑油、絶縁油、洗浄油、溶剤類などの油性廃液等

③汚泥廃棄物

Ex：上記廃棄物の混合物、沈殿物等、塗料、接着材、その他土砂交じりの泥状廃棄物等

3. 適正処理の考え方

上記列挙の廃棄物は、事業活動から発生するものであれば、廃棄物処理法に従い事業者の産業廃棄物として処理処分される。

しかし、一般家庭から発生する廃棄物については、原則として市町村に処理責任がある。産廃処理業者に直接処理委託することは適切ではない。

現状ではこれら廃棄物が処理できないため長年にわたり各家庭に埋蔵され、家屋の解体などでやむなく処理をせざるを得ない事態となっている。

例えば農業などの事業活動が継続している場合を除き、各家庭ではこれら廃棄物の処理には多大な負担並びに大きな悩みとなっている。

廃棄物処理法の処理原則に基づき、これら廃棄物の適正な解決策を検討する必要がある。

4. 解決の方法（提案）

①一般家庭から発生する廃棄物であるため、市が一次的には行政関与により適正な回収と処理処分の体制を構築する。

②関与方法は、家庭から排出された廃棄物の回収、種類別の分類、処理の委託までの計画と実施体制を確保する。

③当初は、当該市内全域を対象とするのではなく、一部地区に実施モデル地区を設定し、発生量など現況把握調査の対策をとる。

④現況調査では、上記2の廃棄物の種類ごとの発生量の把握など基礎データの把握に努めたのちに処分まで実施する。

5. 現況把握調査の方法と内容

①調査方法は、モデル地区を設定し、当該地区の町会・自治会・地区会の代表者・役員に対してモデル地区設定の趣旨と調査内容を周知する。

②回収場所、回収品目等を事前に定めて住民に周知、徹底する。回収当日は、町会役員などと行政の廃棄物担当部員が立ち会う。

③回収した物は、行政当局の管理する場所に集約して、分類ごとの数量を計量する。品目別の本数、残量など把握する。

④内容物の把握不能物は、別途の性状分析検査を行政として実施する。（理由：内容物の確認なしに適正処理はできない）

⑤内容物の把握と、数量が確定後に、当該廃棄物を適正処理できる処理業者に処理を委託する。

⑥分析調査費用、処理処分費用は行政が予算措置して対応する。又は、排出者には処分協力金などの負担を求める。 以上

